

免許の種類	要件	必要書類
12 二級ボイラー 技士	(1) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める設備管理・運転系ボイラー運転科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
	(2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
	(3) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(旧訓練法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧職業訓練法」という。)の規定によるこれに相当する職業訓練を含む。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
	(4) 旧訓練法第八条第一項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練(旧職業訓練法の規定によるこれらに相当する職業訓練を含む。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
16 特定第一種 圧力容器取扱 作業主任者	<input checked="" type="checkbox"/> 電気事業法第四十四条第一項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者	第一種ボイラー・タービン主任技術者免状 または 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状
	<input checked="" type="checkbox"/> 高圧ガス保安法第二十九条第一項の製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者	製造保安責任者免状 または 販売主任者免状
	(3) ガス事業法第二十六条第一項のガス主任技術者免状の交付を受けている者	ガス主任技術者免状

20	クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)	(1) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第四条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(3) 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(4) 職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年労働省令第二十三号。以下「六十年改正省令」という。)附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練又は短期課程の普通職業訓練であつて六十年改正省令附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた訓練の基準によるものを修了した者でクレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(5) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「訓練法」という。)第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、六十年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「訓練法規則」という。)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者及び訓練法規則第十五条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(6) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程(以下「専修訓練課程」という。)の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者でクレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類

		(7) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第八条第一項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第二、別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者でクレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(8) 外国においてクレーン・デリック運転士免許(取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したものを含む。)を受けた者に相当する資格を有し、かつ、イからトまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者(クレーンの運転の業務の安全上支障がないと認められる場合に限る。)	左記要件を満たすことを証明する書類
21	揚貨装置 運転士	(1) 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号。以下「平成四年改正法」という。)による改正前の職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(3) 平成四年改正法による改正前の職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(4) 職業能力開発促進法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十五条第一項又は第十六条第一項の認定に係る事業内職業訓練において、職業能力開発促進法施行規則附則第二条第一号の規定による廃止前の職業訓練法施行規則(昭和三十三年労働省令第十六号)別表第三訓練機種の欄に掲げるクレーン運転工の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(6) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法第八条第一項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第二、別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類

		(7) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十年労働省令第二十三号。以下「六十年改正省令」という。)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「訓練法規則」という。)別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者及び訓練法規則第十五条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(8) 六十年改正省令附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練又は短期課程の普通職業訓練であつて六十年改正省令附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた訓練の基準によるものを修了した者で、揚貨装置についての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
23	移動式クレーン運転士	(1) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第四条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系クレーン運転科若しくは揚重運搬機械運転系港湾荷役科又は同令別表第四の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科若しくは港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(2) 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧能開法規則別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(3) 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる港湾運輸科の訓練(厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。)を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(4) 六十年改正省令附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた能力再開発訓練又は短期課程の普通職業訓練であつて六十年改正省令附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた訓練の基準によるものを修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(5) 訓練法第十条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、訓練法規則別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者及び訓練法規則第十五条の規定に基づく職業訓練を修了した者で、移動式クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(6) 専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち、旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練の例により行われる訓練を修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類
		(7) 旧訓練法第八条第一項の養成訓練又は能力再開発訓練のうち、旧訓練法規則別表第二、別表第三又は別表第七の訓練科の欄に掲げるクレーン運転科又は港湾荷役科の訓練を修了した者で移動式クレーンについての訓練を受けたもの	左記要件を満たすことを証明する書類

		(9) 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	塑性加工科の職業訓練指導員免許 または 溶接科の職業訓練指導員免許
31	林業架線作業主任者	(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者(当該講座又は学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後一年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの	・卒業証書 ・林業架線作業従事証明書
		(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において機械集材装置及び運材索道に関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後三年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有するもの	・卒業証書 ・林業架線作業従事証明書
		(3) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験で、当該試験の試験科目中に林業機械に関する事項を含むものに合格した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(4) 森林法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)による改正前の森林法(以下「旧森林法」という。)第百八十七条第四項の林業専門技術員資格試験で、森林法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年農林水産省令第五号)による改正前の森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第三十二条の林業機械の専門項目に係る試験に合格した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(5) 旧森林法第百八十七条第五項の林業改良指導員資格試験(昭和三十年以前に実施された当該試験を除く。)で、当該試験の試験科目中に林業機械に関する事項を含むものに合格し、その後二年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有し、かつ、林野庁長官が行なう林業機械に関する林業改良指導員中央研修を修了した者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(6) 森林技術総合研修所長又は森林管理局長が行う林業架線作業に関する研修で厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了した者	林業架線作業に関する研修修了証
		(7) 都道府県知事、森林管理局長又は林業・木材製造業労働災害防止協会会長が行う林業架線作業に関する講習で、厚生労働省労働基準局長が定めるものを修了し、かつ、二年以上林業架線作業の業務に従事した経験を有する者	・林業架線作業に関する講習修了証 ・林業架線作業従事証明書
34	発破技士	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱学又は土木工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上発破の業務について実地修習を経たもの	・卒業証書 ・発破業務の実地修習修了書
50	第一種衛生管理者	(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、医学に関する課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)	卒業証書
		(2) 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で労働衛生に関する講座又は学科目を修めたもの	・卒業証書 ・労働衛生に関する講座の履修証明書
		(3) 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第七条の規定により保健師免許を受けた者(同法第五十一条第三項の規定により当該免許を受けた者を除く。)	保健師免許
		(4) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条第二号及び第三号に掲げる者	左記要件を満たすことを証明する書類
		(5) 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十一条各号に掲げる者	左記要件を満たすことを証明する書類

		(6) 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第二条の規定により薬剤師の免許を受けた者	薬剤師免許
51	衛生工学 衛生管理者	(1) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該課程を修めた者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの	・卒業証書 ・衛生工学衛生管理者講習修了証
		(2) 労働安全衛生法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの	・労働衛生コンサルタント試験合格書 ・衛生工学衛生管理者講習修了証
		(3) 第一種衛生管理者免許試験に合格した者で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの	・第一種衛生管理者免許 ・衛生工学衛生管理者講習修了証
		(4) 学校教育法による大学において、保健衛生に関する学科を専攻して卒業した者(大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該学科を専攻して専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で労働衛生に関する講座又は科目を修めたもので、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの	・卒業証書 ・労働衛生に関する講座の履修証明書 ・衛生工学衛生管理者講習修了証
		(5) 作業環境測定法第五条に規定する作業環境測定士となる資格を有する者で、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習を修了したもの	・作業環境測定士免許 ・衛生工学衛生管理者講習修了証
70	エックス線 作業主任者	(1) 診療放射線技師法(昭和三十六年法律第二百二十六号)第三条第一項の免許を受けた者	診療放射線技師免許
		(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付を受けた者	原子炉主任技術者免状
		(3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	第一種放射線取扱主任者免状
71	ガンマ線 透過写真撮影 作業主任者	(1) 診療放射線技師法第三条第一項の免許を受けた者	診療放射線技師免許
		(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付を受けた者	原子炉主任技術者免状
		(3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	第一種放射線取扱主任者免状 または 第二種放射線取扱主任者免状